採取日		H26								
		2/5	2/12	2/19	2/26	3/5	3/12	3/19	3/26	
放射性ヨウ素I-131		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
放射性セシウムCs-134・137合計		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
検出限界値	I-131	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	Cs-134	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	Cs-137	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
備考		(財)茨城県薬剤師会	(財)茨城県薬剤師会	(財)茨城県薬剤師会	(財)茨城県薬剤師会	(財)茨城県薬剤師会	(財)茨城県薬剤師会	(財)茨城県薬剤師会	(財)茨城県薬剤師会	

浄水　放射性物質検査結果

単位:Bq/kg

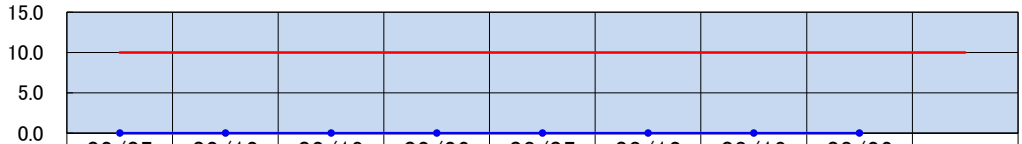

	02/05	02/12	02/19	02/26	03/05	03/12	03/19	03/26	
放射性ヨウ素I-131	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
放射性セシウムCs-134・137合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
放射性セシウム基準値	10	10	10	10	10	10	10	10	10

※数値の「0」は不検出

◆三和浄水場は大部分が地下水で占めているため、平成24年4月より月1回実施することになりました。(下記、厚生労働省通知より)

平成26年 2/13、3/13の結果は不検出となっております。

◆乳児による水道水の摂取に係る対応について(健水発 0321 第2号平成 23 年3月 21 日)

1. 指標を超えるものは飲用を控えること
2. 生活用水としての利用には問題がないこと
3. 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと

※指標値は長期間継続して同等の放射性物質濃度の水道水を利用した場合を想定しており、一時的にこの数値を超えた場合に直ちに健康に影響が出ることを示すものではない。

◆水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(健水発 0305 第2号平成 24年3月5日)及び(別紙)水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて

基準値: 放射性セシウム以外の核種は、測定に時間がかかることから、放射性セシウムとの比率を算出し、ストロンチウム90等の規制対象核種から受ける線量を合計しても年間0.1mSv未満になるように放射性セシウムの基準値が10Bq/kgと設定されました。

表流水の影響を受けない「地下水」に関しては、1ヶ月に1回以上の検査を行う。

指標値を超えた日:平成23年3月23日採水　放射性ヨウ素I-131検出結果142Bq/kg

摂取制限　対象:乳児、開始2011/03/25、解除2011/03/25